定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和6(2024)年9月25日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「これまで、ハラスメント及び非違事案への対応や防止策等について、本部長や首席監察官らと意見交換を重ねてきたが、今一度、ハラスメント等が重大な結果を招くことがあることを認識した上で、これらの対応にあたっては、事案の特徴に応じて率先した対応を執り、後のリピュテーションリスクの回避に努めるなど、先手を打った対応によるガバナンスを発揮していただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について(令和6年8月末現在)

警察本部から、「警察あて苦情の受理・処理状況について、本年8月中の受理は6件で、内容は、警察官等の言動に関するもの1件、パトカー等の走行等に関するもの1件、刑事事件捜査に関するもの3件、その他1件であった。8月中における処理は6件であった。」旨の報告があった。

【刑事部議題】

○ 岩手県暴力団追放県民大会等の開催概要について

警察本部から、「来月30日、花巻温泉「ホテル千秋閣」において、令和6年度「岩手県暴力団追放県民大会」及び「暴力団追放花巻市民大会」が開催される。この大会は、県民の暴力団追放意識の高揚を図るため、例年、岩手県暴力団追放推進センターと開催市町村の暴力団排除組織が共同で開催しているもので、本年は、暴追センターと「花巻市防犯協会」が主催し、岩手県警察の共催により開催される。花巻市での開催は、平成6年以降では3回目となる。出席者については、今年度は、他の行事日程と重なり、暴追センターの会長である知事が出席できないので、主催者を代表して、暴追センター理事長の吉田瑞彦弁護士、花巻市防犯協会会長である上田東一花巻市長が出席する予定である。警察からは、本部長、刑事部長、組織犯罪対策課長、花巻警察署長が出席する。また、来賓として、村井委員長のほか、県南広域振興局長、岩手県議会議長、花巻市議会議長、防犯協会連合会会長等にご臨席いただく予定である。大会の参加者は、県内から、地域暴排組織の関係者

や一般市民等、最大で約550人程度の参加を見込んでいる。大会の次第については、本大 会は、例年どおり、2部構成で開催され、第1部では、冒頭に地域芸能アトラクションと して、「早池峰神楽」の一つである「岳神楽(たけかぐら)」を披露していただき、その 後、主催者挨拶、暴力追放功労者表彰が行われる。本年は、東北ブロックでの受賞者とし て、1個人1団体、理容業の佐藤德平(さとう とくへい)様と岩手弁護士会民事介入暴 力対策委員会が受賞される。また、県表彰では、個人が6名で紫波町の侘美淳(たくみじ ゅん)様、奥州市の石川薫(いしかわかおる)様、一関市の阿部新一(あべしんいち)様、 弁護士の小平竜太(こだいらりゅうた)様、弁護士の村上力(むらかみちから)様、弁護 士の吉田俊晴(よしだとしはる)様、団体は1団体、花巻市防犯協会暴力団追放部会が受 賞する。表彰後は、村井委員長と岩手県議会議長から来賓の祝辞をいただき、大会宣言を 読み上げまして、午後2時45分ころ、第1部終了となる。休憩をはさんで、第2部につい ては、組織犯罪対策課長による暴力団情勢についての講話の後、テレビ等にも出演されて いる、「リーゼント刑事 (デカ)」こと元徳島県警察捜査一課の秋山博康氏から、「刑事バ カー代"これが42年の刑事人生じゃ!"」と題した特別講話が予定されており、概ね午後 4時25分頃、大会終了となる。功労者を表彰することで暴力団排除の気運を高め、暴力団 による犯罪の被害を防止するため、一人でも多くの県民に参加していただき、大会を継続 して行きたいと考えている。」旨の報告があった。

○ **盛岡少年刑務所刑務官による被収容者の処遇等をめぐる贈収賄事件被疑者の検挙について** 警察本部から、「刑務官の男が、懲役受刑者の男に対し、生活面で便宜を図った等の見返り(謝礼)に、複数回にわたり現金合計約十数万円の賄賂を収受(供与)した贈収賄事件で、令和6年9月18日に国家公務員の男と懲役受刑者の男を逮捕した。今後、被疑者取調べや各種裏付け捜査等を進め、事案の真相を明らかにする。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 交通規制の意思決定について

警察本部から、「「物流の2024年問題」など社会情勢の変化に対応したきめ細かな駐車対策を実施するため、盛岡東警察署管内の盛岡市大通地区及び内丸地区(亀ケ池前)で運用しているパーキング・チケットを廃止し、貨物運送車両やタクシーに配慮した駐車規制に変更するため公安委員会の意思決定を仰ぐもの。「時間制限駐車区間(パーキング・チケット)」の廃止についてであるが、大通りの市道は10時から20時の間における33の駐車枠があるパーキング・チケットによる時間制限駐車区間を廃止、亀ケ池前の市道についても10時から20時の間における13の駐車枠があるパーキング・チケットによる時間制限駐車区間を廃止するものである。次に、「駐車禁止区間駐車可」への規制変更についてであるが、パーキング・チケットの廃止区間について、新たに対象を指定しての「駐車可」の規制に変更するもので、具体的には、大通りの市道は10時から20時の間における33の駐車枠を貨物の積下ろし中の車両に対する「駐車可」、亀ケ池前の市道は10時から20時の間における13の駐車枠をタクシーに対する「駐車可」にそれぞれ変更する。また、大通りの「貨物の積卸し中の車両への駐車可」の変更に伴い、大通りの「6時から10時までの駐車可」についても、用語を整理して統一を期すため、「貨物の積卸し車両」から「貨物積卸し中

の車両」に変更する。現在のパーキング・チケットの運用は令和7年3月31日までとし、 新たな交通規制は令和7年4月1日から開始となる。」旨の報告があった。

■個別会議

〇 運転免許課

指定自動車教習所に対する「受験資格特例教習」の指定についての説明、決裁 免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

〇 交通機動隊

県下白バイ安全運転競技大会における公安委員会委員の対応についての説明、決裁

〇 総務課

公安委員会あて苦情の受理及び苦情に係る調査・処理結果の通知等についての説明、決裁